

## ソフトウェア使用許諾契約書/ライセンス証書

製品名:「ピーマン PRO」(ディスク消去ソフトウェア)

ライセンス:1ライセンス

お客様コード: xxxx

本許諾書は、有限会社キララにじゅういち(以下「弊社」といいます)と、お客様の間で、上記製品(以下、「本ソフトウェア」といいます)の使用に関する許諾、制限、権利等に関する事項を定めたものであります。

### 1.製品のご提供

製品は、インターネットによるオンラインダウンロード、または、CD-ROM の形態により、ご提供させていただきます。作成手順に従い、お客様ご自身により、ご使用のパーソナルコンピュータ(以下PCという)にコピー(インストール)、あるいは、CD-ROM を作成してご使用ください。

### 2.ライセンスの許諾

弊社は、お客様に対し、以下の権利を許諾します。

- ・CD-ROM によるご提供の場合、バックアップを目的として、1枚のみコピーを作成することができます。
- ・オンラインによる提供の場合、製品 CD-ROM イメージファイルから、1枚の CD-ROM のみ作成可能です。別メディアを作成する必要が生じた場合、以前使用していたものは破棄する必要があります。また、作成した CD-ROM をコピーすることはできません。
- ・Windows 上における実行形式プログラムは、1台のPCにのみコピー(インストール)し、1台のPC上でのみ実行が可能です。他のPCで実行する場合は、以前使用していたPCから削除する必要があります。
- ・消去実行用 CD-ROM/USB メモリ作成機能によって作成したメディアは、常に1枚/1個のみに制限されます。別メディアを使用する場合は、以前使用していたものは破棄/消去する必要があります。また、作成したメディアをコピーすることはできません。
- ・消去実行用メディアは、CD-ROM と USB メモリの両方という形で、別タイプのもを同時に保管することが可能です。ただし、製品 CD-ROM、Windows 消去プログラムを含め一体のものとして扱い、異なる場所に別々に配置する、同時に別PCを消去するなど、それぞれ別に使用することはできません。
- ・ライセンスを受けたお客様の管理下における使用に限り、消去するPCの台数、使用回数に制限を設けません。

### 3.その他の権利と制限

- ・本ソフトウェアはライセンスを受けたお客様所有、管理のPCの消去に使用し、商用目的等、ライセンス所有者管理外のPCに対しては使用できません。
- ・リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限  
お客様は、本ソフトウェア製品をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の手段により、解析することはできません。
- ・ソフトウェアの譲渡

お客様は、本ソフトウェアを恒久的に譲渡することができます。ただし、その場合、お客様は、複製品を保持することはできません。また、譲渡にあたっては、弊社に、現在のお客様の情報および、譲渡先のお客様情報を、弊社指定の方法によりご連絡していただく必要があります。

### 4.製品サポート業務

本ソフトウェアのサポートは、電子メールによってのみ提供させていただきます。出来る限りすみやかにご返答するよう努力いたしますが、内容によっては十分なご回答ができない場合がございます。また、無償サポートは、本ソフトウェアご購入後6ヶ月までといたします。

### 5.保証

- ・CD-ROM によるご提供の場合で、ご提供 CD-ROM に不良が

あり、読み取り等に支障がある場合、無償にて交換させていただきます。ただし、ご使用後の不良発生、事故、乱用、誤用など、弊社の責によらない場合、および、ご購入後60日を過ぎたものに関しては、交換いたしかねます。

- ・無償の試用版にてご購入前に動作確認を行った上でのご購入において、試用版、製品版の違いによる原因で、本製品が動作せず、機能を果たさない場合、返品を受け付け、代金を返却いたします。ただし、本ソフトウェア製品一切をご返品いただき、本ソフトウェアの複製がある場合、破棄していただきます。
- ・本ソフトウェアは現在、及び将来発売されるすべてのパーソナルコンピュータでの動作を保証するものではありません。
- ・本ソフトウェアはさまざまな状況を想定して、確実にデータを消去する様、設計、製作されておりますが、100%の消去を保証するものではありません。
- ・本ソフトウェアの使用、または、使用不能により、お客様または、第三者が被った直接的、間接的損害に対する弊社の責務は、ソフトウェアの不具合等を含むいかなる場合においても、本ソフトウェアの価格を限度といたします。
- ・本ソフトウェアに重大な不具合等があった場合、ご購入後1年を限度とし、修正プログラムをご提供いたします。ただし、その時期、内容、必要性等につきましては、弊社が決定いたします。

### 6.著作権

本ソフトウェアおよび、その複製物に関するすべての著作権は、弊社に属します。

### 7.契約の終了

- ・本ソフトウェアの後継ソフトウェアを使用する場合、本契約は自動的に終了し、新バージョンの製品による契約に引き継がれます。
- ・お客様が、本契約のいずれかの条項に違反した場合には、通知を行うことにより、本契約を終了させることができることといたします。お客様は、本ソフトウェアの使用を中止し、返却、あるいは廃棄していただきます。
- ・お客様が、本契約の終了を希望される場合、弊社への書面でのお申し出をもって、本契約を終了させることができます。お客様は、本ソフトウェアの使用を中止し、返却、あるいは廃棄していただきます。その場合、代金の返却は行いません。

### 8.その他

- ・本契約に関する一切の紛争に関しては、京都地方裁判所を管轄の裁判所といたします。
- ・本契約は、日本国法にしたがいます。

本契約に関してのご質問等がございましたら、書面にて下記までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

京都市中京区小川通蛸薬師上る  
元本能寺町 382 MBビル3階  
有限会社キララ21